

立地適正化計画とは

<立地適正化計画とは>

- ◆「立地適正化計画」とは、全国的に進む人口減少と少子高齢化の進展を背景に、今後も安心で快適な生活環境の実現、財政面における持続可能な都市経営等を可能とするために創設された制度です。
- ◆都市再生特別措置法を根拠としています。
- ◆本計画は、居住機能の誘導や都市機能(医療・福祉・商業等)の誘導、公共交通の充実によって持続可能なまちづくりを目指す計画です。

居住誘導区域の設定

- ◆人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。



居住機能を集める

都市機能誘導区域の設定

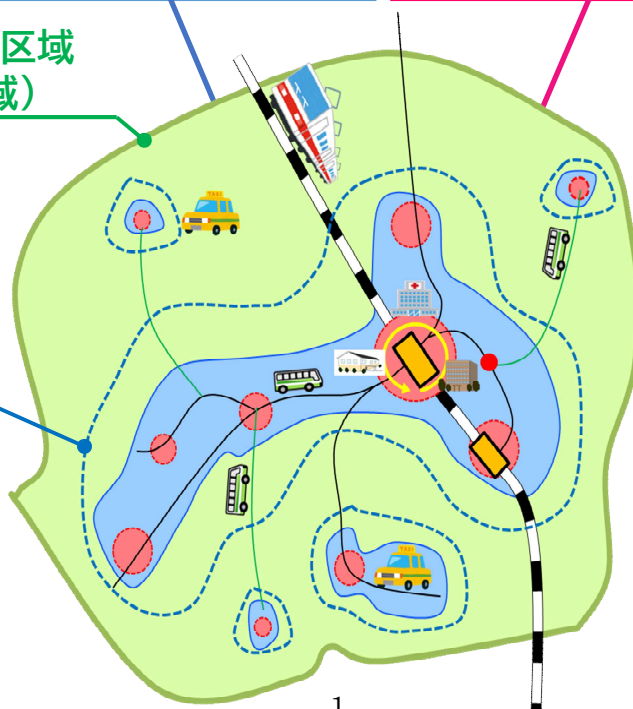
- ◆都市機能を都市の拠点地域に誘導・集約し、各種サービスの効率的な提供を図る区域。
- ◆区域ごとに立地を誘導すべき施設(誘導施設)の位置付けが必要。



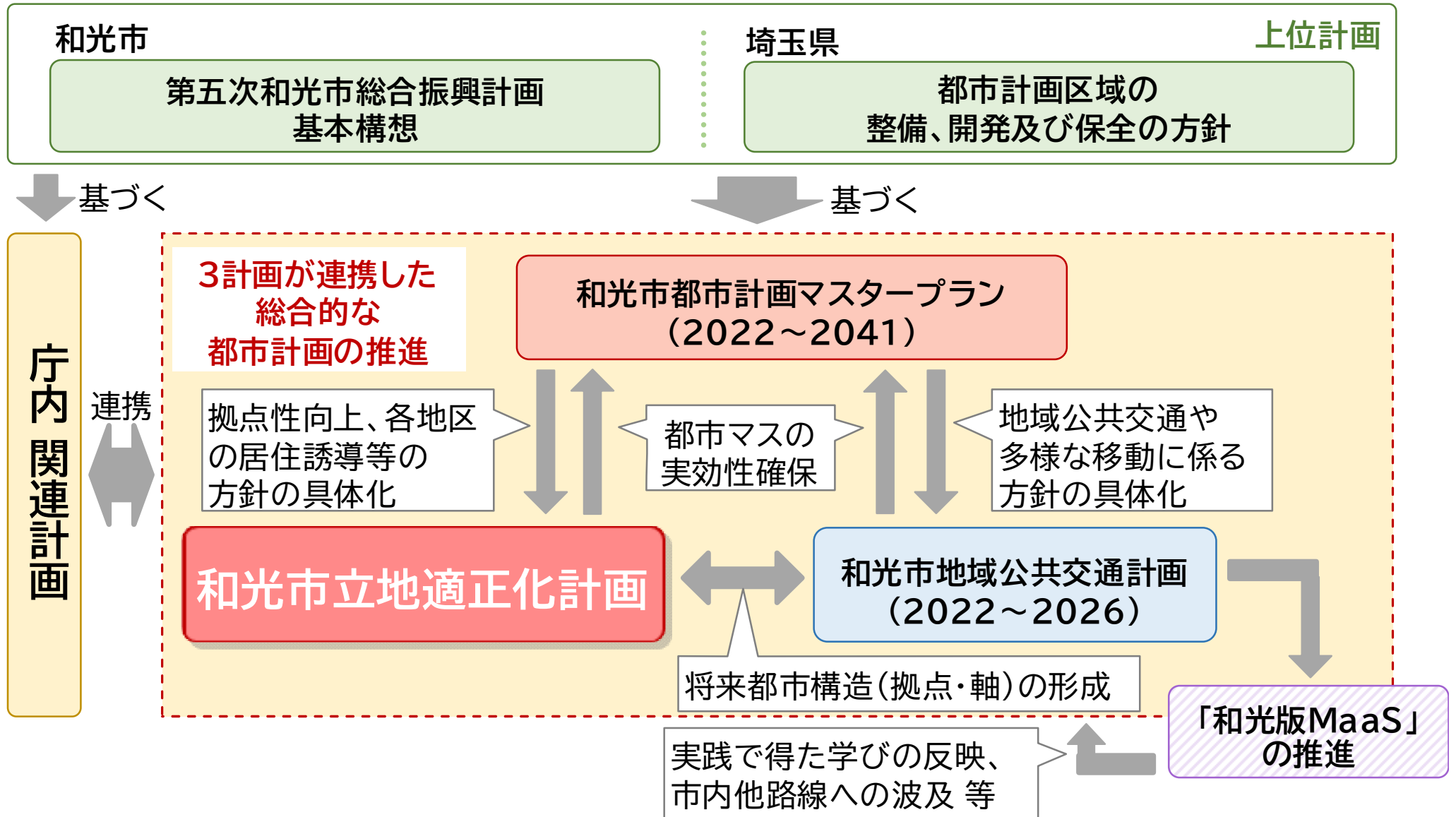
拠点に都市機能を集める

立地適正化計画区域
(=都市計画区域)

市街化区域



立地適正化計画の位置付け



都市計画マスタープランと立地適正化計画の違い

和光市都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、都市の将来ビジョンや地区別のあるべき市街地像を示し、和光市の都市計画における全体方針を定めるものです。

和光市立地適正化計画

都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に規定されている「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」のことであり、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導し、より具体的な施策を推進するものです。

都市再生特別措置法第 82 条に基づき、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部とみなされますので、それぞれ独立したものではありませんが、整合性を図りながら定める必要があります。